

第 23 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A	参加者数	11名	会場	第1演習室
テーマ	視覚障がい				
司会	中野 聡子 (大阪大学)		記録	力士 勝 (京都精華大学) 浜口 淳子 (大谷大学)	
記 録					
<p><分科会の概要> 視覚障がい支援について、レクチャー・ワーク・事例検討を通して理解を深める。</p> <p><参加者> 10大学より11名が参加した（内訳：国立大学2、私立大学10<短期大学併設を含む>）。</p> <p><内容> はじめに、幹事（講師）がレクチャー形式で、視覚障がいに関する知識、在学中の場面ごとの支援の方法、学外のリソース（国立国会図書館の視覚障がい者データ送信サービスなど）を情報提供した。視覚障がいのある学生がどの大学・学部に入学的場合でも、受け入れにあたって次のような心構えがあるとよいことを学んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期から青年期にかけて発病し、視機能障がいが増進していくケースでは、心理面の対応や学外機関と連携したりリハビリテーションが必要となる。 ・視機能障がいは視力の他に光覚異常（光を大変まぶしく感じる<羞明>など）や視野障がいなども含まれ、単に文字を拡大すればよいというわけではなく、教室の照度やコントラスト等に関する配慮が必要。 ・視覚情報にアクセスできるだけでなく、効率的に、疲労を蓄積させないことが重要である（障がいの進行や残存視機能を勘案）。 ・各大学の Web アクセシビリティを診断し、視覚障がい学生が独力でアクセスできる環境であるかの確認も必要。 <p>次に、参加者が二人一組となり、ペアワークに取り組んだ。課題は「視力が著しく低く視野も狭い。光量の確保が必要であるが羞明もある（後に3年次で完全失明）という視覚障がいの理系の学部生（学生寮に入寮）に対して、入学前に確認しておくべきことと、場面ごとにどのような合理的配慮の提供が考えられるか」というものであった。入学時のオリエンテーションから、履修登録、講義、実験、卒業研究・執筆に至るまで、場面ごとの支援についてペアで考えて発表しあった。</p> <p>最後に、質疑応答や意見交換が活発に行われた。「家族が学内で付き添うことを希望する場合、学生の自立のため、付き添いを認めるかどうか判断に迷う」という事例があげられ、参加者より「京都ライトハウスへ、歩行訓練士（あるいはガイドヘルパー）の派遣依頼が可能である」という支援の一例が紹介された。また、障がいがあり、単位修得も思わしくなく精神的にも落ち込んでいるという外国人留学生在籍している大学もあり、学生相談室の利用を勧めているが行こうとしないとのことで、同じような障がいのある日本人学生を紹介してはという意見もあった。専門科目における支援方法、支援者の育成など、予想される大学の課題に積極的に取り組んでいこうとする参加者が多く見受けられ、有意義な分科会となった。</p>					

第 23 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B	参加者数	15名	会場	第2演習室・第3演習室
テーマ	コーディネーター				
司会	土橋 恵美子 (同志社大学)		記録	樫村 健一 (京都女子大学)	
記 録					
<p><概要></p> <p>前半は、コーディネーター、又は障がい学生支援業務の従事者として経験年数別に分かれて、置かれている現場の悩みや課題を自由に意見交換した。後半は、参加者全員で前半の意見交換をもとに悩みや課題を共有し、各大学での成功事例や課題が残った事例等をもとに議論した。</p> <p><内容></p> <p>前半は、本業務に従事してから3年未満と4年以上に分かれて意見交換した。</p> <p>【3年未満の方から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援体制整備（学内連携含む）をどのように進めていけばよいか ・合理的配慮の意思決定プロセスはどうしているか ・教職員への啓発活動はどのようにしているか ・支援において学科の特色が違う場合どうしたらよいか ・高大接続を今後どのように進めていけばよいか <p>【4年以上の方から（上記と重なる意見を省く）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業に必要な資格を取得することが難しい学生が退学になるケースはどうしたらよいか ・アクティブラーニングになじめない、卒業論文が書けない、就労につながらないといった学生が増える中、どのように対応すればよいか ・発達障がいのある留学生や発達の疑いがある学生への対応はどのようにすればよいか <p>【全体】</p> <p>「体制整備」や「合理的配慮内容のプロセス」については、冒頭でHEAP相談事業の実態から話題提供のあった、体制整備に必要な観点や合理的配慮内容の構成要素・決定手順を再度確認があった。また、すでに制度として運用している大学からは、大学のトップである学長や組織化するために協力的で発言力のある教職員をまきこむとよいとのアドバイスや、発達の疑いのある学生に対して学校医に説明して意見書を作成してもらい配慮申請している事例報告もあった。</p> <p><所感></p> <p>各大学において、徐々に障がい学生支援体制は整いつつあるが、まだまだ体制整備をどのように進めていったらよいか悩んでいる大学が多くあるように感じた。チームで支援を行うために、学内で保健管理部門、カウンセリング部門、就職部門などと連携をとることは重要であるが、学外のリソースをうまく利用し連携している事例として、「発達障害者支援センター」「障害者職業支援センター」「若者サポートステーション（34歳以下）」の紹介があった。学生のためにも、卒業後を見込んでそれぞれの地域にあるセンターとつながることは有益であると思われる。</p>					

第 23 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C	参加者数	5名	会場	第4演習室
テーマ	重度障がいのある学生の生活支援				
司会	鶴野恵子（桃山学院大学）		記録	藤田望（関西学院大学）	
記 録					
<p><参加者概要></p> <p>国立大学2校、私立大学3校の障がい学生支援部門の教員、職員、コーディネーター。いずれも複数の学部専攻課程をもつ総合大学で、障がい学生は文理・障がい種別・程度を問わず在籍しており、課題となる事柄も共通していることが多い。</p> <p><分科会趣旨></p> <p>重度の肢体不自由がある学生の、修学上の合理的配慮と、その範囲を超えた生活支援（食事や排泄等の身体的な介助）に関する各校の取り組みや解決方法を共有することを目的としていた。また、重度訪問介護制度の中の大学修学支援の利用について、現状の課題や問題点を整理した。その他留学や資格取得、学外フィールドワーク等、重度の身体障がい学生（肢体・視覚・聴覚含む）の修学上の配慮や進路・就労支援についても事例検討を行った。</p> <p><内容></p> <p><u>トピック1）重度訪問介護制度／移動支援制度における大学修学支援制度の課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 制度に関して方針の明示や制度設計をおこなっている自治体がそもそも少なく、交渉が難航・非常に時間がかかることもしばしばで、さらには頓挫することもある。 “大学で支援体制が整備できるまでの間”という制限があり、無条件で4年間使い続けられるものではないため、大学としても体制整備や家庭との話し合いを継続していく必要がある。（制度利用が打ち切られた場合どうするのか等も要検討）また、大学の体制整備が十分に行えず、仮に1名が公的な大学修学支援制度を利用した場合、次の入学生（利用者）からは「大学の体制整備ができていないはず」ということで制度の利用ができないのではないかという懸念がある。 大学修学制度を利用して通学できた場合でも、就労後、通勤で利用できる制度がなくなる。現状の制度設計では、支援の接続に課題がある。 大学生の修学場面（社会的場面）での生活支援について、教育の中で行われるべきなのか、公的支援として行われるべきなのか、公の見解を待ちたい。 <p><u>トピック2）高大接続（特に本人の意思表示や生活支援に関する件）に関する課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の意思表示もないままに御膳立てされた支援を享受してきた場合、自身の特性理解や必要な支援の訴求が困難なことがあり、高校生に対して大学生活への啓発が必要。（オープンキャンパスや授業体験等の事前学習が有効） 特性上のできること、できないことの前アセスメントを、本人も交え十分に行うことが大切。高校生にその重要性を伝える機会をもつことも大切。 大学の授業形態（特に大人数授業）のイメージ作りが大切。集団に参加できない学生や病状により通学できない学生のための遠隔授業の可能性。（発言等の授業参加の権利が担保できる方法であれば合理的配慮の範疇で可能ではないか） <p><u>トピック3）重度障がい学生の進路・就労支援の課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 資格取得にかかる学外実習のフィールドの確保の困難さ。また、そこでの活動の困難さ（介助を受けながらの実習体験の効果検証には難さがある）。資格取得のための学びの保障と、進路決定の保障は違うということへのコンセンサスの重要性。 在宅ワークや短時間就労等の可能性や、雇用先の開拓等が課題。ACEや全重協等、社会的動きとの連携を模索する。 					

第 23 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	D	参加者数	19 名	会場	第一講義室
テーマ	合理的配慮を考える				
司会	村田 淳 (京都大学)	記録	梅本 直 (京都外国語大学) 倉家 祥子(大阪市立大学)		
記 録					
<p><概要></p> <p>冒頭、話題提供の振り返りとして合理的配慮を提供する際のポイントとなる判断の構成要素とプロセスについて補足説明をした後、事前に分科会 D の参加者から募集した質問 (14 件) を、順に前方スクリーンに映し出し、Q&A 方式でレクチャーを行った</p> <p><内容></p> <p>前半では、支援室の体制や方針、学生・教職員・保護者への理解を促す方法等について、後半は、より具体的な事例についてどのように扱っていくかを、適宜各大学の取り組み状況や方針等、会場からの意見を聞き出しながら進化した。</p> <p>主な話題は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法改正により、各大学の取り組みが強化されフォーマルな支援となっている一方で、合理的配慮を提供すれば学生の支援はできているというわけではなく、教育や学生の成長等支援全体を考えていく必要がある。 ●大学が行う合理的配慮の範囲は在学している学生のみならず、大学等が主催するシンポジウム、学会、市民講座への参加者、非正規生なども対象となる。 ●合理的配慮で、多くの大学が課題とする「過重負担」については、予算上のみで考えられがちであるが、実現する可能性や他者への影響(他者の権利侵害)等と合わせて検討し、合理的配慮にあてはまるかどうかを判断していくことという側面がある。 ●支援者の最初のミッションは『学生本人がどうしたいか』を聞き出すことである。また、合理的配慮は「変わる」ことを前提として考え、PDCA で行っていくことが大切。定期的な面談が必要のない学生だとしても、学期ごとの振り返りは必ず必要。 <p>最後に、テクニカル・スタンダードについてのまとめを行い、合わせて日本学生支援機構 HP (第 9 回「テクニカル・スタンダード」) と東京大学 PHED (障害学生支援専門的研修 CBI ウェビナー) の情報を参考資料として紙媒体で配布し紹介した。</p> <p><所感></p> <p>参加者が同じような悩みや課題を抱えながら、各々の大学で試行錯誤しながら合理的配慮の対応にあたっていることを全体で共有することができた。また、欠席に関する合理的配慮など、どこまでが合理的配慮なのか一見判断に迷うような場合にも、合理的配慮を判断する上での構成要素やプロセスに立ち戻って考えてみることで整理がしやすくなることが共有できた。</p>					

第 23 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	E	参加者数	12名	会場	第5演習室
テーマ	障がい学生支援とキャリアサポート				
司会	望月 直人 (大阪大学)		記録	水谷 明日香 (佛教大学) 川村 典子 (関西学院大学)	
記 録					
<p><概要></p> <p>所属部署、役職の異なる参加者が、業務を遂行する中で、各々、抱えている現状の悩み、課題、各大学での取り組みを共有し、意見交換を行った。</p> <p><内容></p> <p>■精神疾患と診断された学生の就労支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内資源だけではなく、社会資源（ハローワーク等）との接点を持つことが重要である。 ・自分にあった働き方（希望も含めて）を考えることも重要である。 <p>■障がい学生対象就職ガイダンスの周知方法、内容等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手企業に就職したOB・OGや内定者などを招いている。 (興味を持ってもらえるのではないかと考えている。) ・積極的に外部支援を活用している（就労移行支援事業所とサポート連携）。 ・職業適性検査の実施（2年生、3年生対象）。 ・プレキャリア支援プログラムを学内で実施している。 ・大学の就職サイトを通じて、障がい学生就職ガイダンス等の案内を行っているが、参加学生は多くないのが現状。重い困りごとの場合、就職活動を開始した時点からでは、十分な支援の提供ができない可能性があるため早期対応が求められると考えている。 <p>■保護者対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当教員、コーディネーター、保護者で集まり、情報共有をする場を持つことで、お互いの理解を深めることができた。 ・学生のみならず、保護者の不安や心配を取り除くなどの、保護者支援の観点は大切である。 ・保護者との協力関係が構築できると、いろいろな課題の解決の助けになることが多いと感じている。 <p>■関係部署による情報共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部局との定例会を開催している。 ・プロフィール（学生カルテ）にて情報を管理しており、必要に応じて、情報が取得できるようになっている。 ・担当者間のみで、その都度、情報共有を行っている。 ・守秘義務の観点から、情報共有に難しさを感じる場所もあるので、今後、連携強化に向けて取り組む必要があると感じている。 <p style="text-align: right;">以 上</p>					